

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、そのときは、翌日の翌日)

目 次

◇告 示 土地収用法による土地の立入り

告 示

鳥取県告示第八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称 鳥取県

二 事業の種類 鳥取空港整備事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市賀露町字中浜、字海岸及び字西浜、湖山町西二丁目、湖山町

西三丁目、湖山町西四丁目、湖山町北四丁目並びに伏野字砂浜地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十八年二月十日から昭和五十九年二月九日まで